

高齢化社会への急速な移行に対応した 総合的で適切な方策についての第二次中間報告

昭和58年3月
岡山県高齢者問題研究会

はじめに（略）

第1章 新しい時代にふさわしい 高齢者の社会参加の促進と体制づくり

急速な高齢化社会への移行の下で、社会を構成するすべての人々が、より豊かで、生きがいのある、調和のとれた活力あふれる高齢化社会を創造していくことは、今や県民共通の課題である。

このような社会を創造するためには、高齢者自身が地域社会における役割を自覚し、それを積極的に果たしていくこと、可能な限り働くことを通じて社会に貢献し、自助努力によって生きがいを高めていくことを基本に考えなければならない。

このためには、新しい時代にふさわしい高齢者の多様な社会参加を促進するとともに、地域社会においても高齢者の参加を積極的に受け入れる体制づくりをしなければならない。

第1節 高齢者世代 としての役割の確立

高齢者は長年にわたって培ってきたすぐれた知識、経験、技能等を備えており、これらを有効に生かして、次のような役割を担っていかなければならない。

第一に、他の世代の育成に積極的に参加すべきである。

近年、青少年の非行、かぎっ子児童の問題、伝統的地域産業・文化の衰微等各方面にわたる社会的な問題が顕在化しつつある。

このような中で、高齢者は、幼児、青少年、さらには壮年、婦人層を対象に、よき相談相手となるとともに、地域の伝統工芸・芸能の伝承、あるいは豊かな風習やよき生活慣習を伝えることなど、他世代の育成指導を行いながら人間的なふれあいのある豊かな地域社会の創造のための一翼を担っていかなければならない。

第二に、同世代間の相互援助活動を積極的に担うべきである。

近い将来、4～5人に1人が高齢者という本格的な高齢社会を迎える中で、高齢者に対する支援は、単に他世代に頼るだけではなく、同世代が相互に支えあい助けあうことを検討する必要がある。同世代の高齢者は、ねたきり老人や、ひとりぐらし老人など要援護老人の特性や要望が一番よく理解でき、よき話し相手でもあるので、同世代間で支援の手を差し伸べるのが望ましい。

従って、高齢者自身が同世代の人々に対する生活相談、友愛訪問、家事サービスなどのボランティア

活動に積極的に取り組まなければならない。

第三に、高齢者世代の役割が十分果せるような条件整備が必要である。

まず、高齢者がそれぞれの役割を果たすにあたっては、既に身につけている知識、技能をさらに向上させるための研修を継続して行うことが必要で、この場としては、現在、市町村等において実施されている高齢者学級、老人福祉大学等の開催数の増加及び多数の参加が得られるような充実・改善を図らなければならない。

そのほか、本県で実施されている、高齢者をはじめ、各世代からすぐれた能力を持つリーダーを登録し、その活用を図る事業としての「ふれあいリーダーバンク」については、今後、全県的に拡大実施されることが望ましい。また、この事業と同趣旨の「高齢者能力登録活用推進事業」、「高齢者人材活用事業」は統合し、一体的、効率的な運用を図るべきである。

第2節 高齢者の就労の 促進と機会の増大

高齢者は、働ける間は可能な限り働くという自覚をもつとともに、社会も高齢者の知識、経験、技能等を有効に生かしていくという共通認識に立って、その就労の促進を図らなければならない。

このことが高齢者の生きがいの高揚、活力ある地域社会の創造にとって必要なことである。

しかし、高齢者の就労は、加齢に伴う健康の問題、体力、柔軟性、敏捷性の減退など労働効率の問題、賃金等処遇の問題、社会保険料等福利厚生の問題等多くの課題をかかえているので、企業、地域社会、行政が一体となって就労を容易にするための諸条件の改革を早急に行わなければならない。

第一に、企業においては、高齢者の雇用の促進について一層努力しなければならない。

現在、「昭和60年、60歳定年」を目標に定年延長が進められているが、これが達成された後も高齢化の進行を考慮しつつ、段階的に定年の延長を図るべきではないかと考える。その際、前述の種々の問題点があるので、高齢者向きの職種・職場の開発、賃金、処遇の見直し、パート勤務・再雇用制度の確立、職場環境の改善など雇用の促進する条件づくりを進めなければならない。

また、定年退職後における再就職に備えて、それぞれの労働者が平素から必要な知識、資格、技能を習得することを心掛けると同時に、企業としては、在職時における企業内、企業外での訓練機会の設定について配慮すべきである。

第二に、行政としても、高齢者の特性に応じた多様な就労確保対策を確立すべきである。

まず、高齢者の就業について物理的に退職年齢を引き上げるだけでなく、高齢者に適した職種、職場、就労形態等質的な点についての研究・開発を行い、企業の指導を行う必要がある。

しかし、これは全国的な問題であるので、国においても積極的に取り組むよう強力に働きかける必要がある。

また、公的職業訓練制度については、時代の要請に即応し得るようそのあり方について見直しを行い、就労機会の拡大、雇用の促進に実効ある制度にすることが必要である。

次に、高齢者就労あっ旋機関として、「高齢者無料職業紹介所」、「高年齢者職業相談室」、「人材銀行」、「人材開発銀行」、「ターミナル職業相談室」がそれぞれ別個に設置されているが、相互に関連する機関であるので、同一箇所に統合し利用者の利便を図る必要がある。

第三に、地域における高齢者の就労の場を確保することが必要である。

生きがい対策の就労として、高齢者が経営指導や翻訳などの専門的な仕事、あるいは、宛名書き、書類整理、庭木の剪定、大工仕事など短期的な仕事を企業や家庭から請負い、会員として加入している高齢者にあっ旋するシルバー人材センターの制度が既に発足しているが、今後、このような機能をもつものが県下各地域に設けられ、誰もが容易に参加できるような方途を講ずることが望ましい。

一方、福祉施設、養護学校、コミュニティハウス、共同作業所など身近な施設を利用して、地域の身体障害者や婦人及び施設入所者等とともに支えあいながら、地域の特産物など、知識、技能を生かした生産活動を行うことができるような対策も必要である。

第3節 高齢者の社会 参加の促進と条件整備

高齢者が後期老年期（75歳以上）においても心身ともに健康で情動的にも豊かな生きがいのある生活を営むためには、まず、高齢者自身が努力するとともに、高齢者の希望、体力、能力に応じて社会参加ができる条件を整備しなければならない。

第一に、高齢者自らが、地域におけるグループ活動に積極的に参加し、生きがいを高める必要がある。

高齢者はとかく家に閉じこもりがちであり、このことが高齢者の精神的孤立感を深めたり、身体的機能を弱めることとなる。従って、高齢者自身がコミュニティハウス、公民館、老人福祉センター、老人憩の家、さらにはコミュニティ広場、スポーツ広場等を有効に活用して、陶芸、木彫、書道、絵画などの創作・趣味活動、ゲートボール、オリエンテーリングなどの健康づくりを行うことによって、同世代、あるいは、他世代とのふれあいを深め、地域連帯感の醸成や生きがいの高揚を図っていかなければならない。

また、地域高齢者の自主的団体である老人クラブは、県下2,900箇所において設置、運営されているが、その加入状況は54.7%であり、活動がとすれば親睦、慰安的なものに偏っているため、今後、未加入者の加入を促進するとともに、地域児童の健全な育成、ひとりぐらし老人の友愛訪問、施設訪問、道路・公園の清掃などの奉仕活動、あるいは、趣味・教養活動を積極的に取り入れ、中核的实践団体として脱皮を図るべきであろう。

第二に、高齢者が社会参加しやすい条件整備が必要である。

社会参加を促進するにあたっては、その拠点となる利用施設が必要であるが、既に、数多くの公的施設が配置されていることに鑑み、重複投資は極力避けるよう配慮し、利用にあたっては、世代間交流の場、地域活動の拠点ともなるようにしなければならない。さらに、保育園、学校等の地域開放、あるいは、民間施設の活用等も検討する必要がある。

また、健康づくりの一環として、ゲートボールが県下各地で普及しているが、高齢者にふさわしい新しいスポーツについても開発・普及を図っていく必要がある。

第2章 高齢化社会にふさわしい 地域社会の形成

新しい時代にふさわしい明るく活力のある高齢化社会を創造するためには、それぞれの地域において、人々がお互いにいたわりあい、心のふれあいを深めながら、真に人間らしい生活を送ることができるような人間性豊かな地域社会づくりを進めていかなければならない。

第1節 温かい心のふれあう まちづくり

県民が日常生活を常んでいくための基礎的集団は家庭である。また、家庭は安息の場であり、それぞれ個人の特性を磨く場でもある。これらの家庭を基盤に、相互扶助と連帯に支えられたコミュニティづくりとボランティア活動を進めることによって、望ましい地域社会の実現を図らなければならない。

第一に、“望ましい家庭づくり”が急務である。

家庭は、すべての人々にとって生活の原点であり、精神的な支えの場でもあるが、同時に21世紀の担い手ともいべき青少年が他世代への理解や連帯感等の健全な考え方を身につけるための教育の場としての機能も果すものである。また、温かい心のふれあうまちづくりを進めるためにも、望ましい家庭づくりが急務といえる。

このような家庭のもつ機能は、親子孫等の多世代が同居することによって、より一層健全に果されていくものと考えられる。

近年、親と子の同居率は就業構造の変化や住宅事情等により減少の傾向にあるものの、多くの高齢者は家族との同居を希望している。また、子供世代も親の身体が弱ったり、親が配偶者と死別したような場合には、80%以上の者が同居を希望するなど、依

然として同居志向は根強いものがある。

従って、次のような対策を講じながら、多世代同居を積極的に推進し、家庭基盤の強化を図ることが必要である。

(1) 学校教育，社会教育，あるいは，マスメディアによる広報などにより，平素から多世代同居のよさを見直す機会を積極的に設け，県民の理解と認識を高める必要がある。

(2) 多世代同居推進のための条件づくりとしては，住宅対策，高齢者をかかえる家庭に対する税等の優遇措置，若者の就業機会の拡大など総合的な対策が必要である。

しかし，やむを得ず，別居する場合は，近親者が相互扶助するという基本的な考え方に立って，家族間の交流やふれあいを高めていかなければならない。

第二に，コミュニティ基盤の強化が必要である。

地域住民が温かい思いやりの心で結ばれ，誰もが温かい手を差し伸べ，また，必要なときに援助を受けられるような地域社会を形成するためには，その基盤となるコミュニティ組織を充実強化しなければならない。

そのためには，まず，県民ひとりひとりが，日常生活の中で近隣関係を大切にし，お互いに声をかけあい助けあうなどして，コミュニティを育成していくよう心掛け，その輪を広げていかなければならない。

現在，各地域には，既に，民生委員，愛育委員，青少年相談員等のボランティア活動を行っている者，老人クラブ，婦人会，青年団，子供会，自治会等の住民組織があるが，これらは，概ね縦の活動であり，縦の組織となっているので，これらを横につなぎ，それぞれの機能分担と相互連帯の下にコミュニティづくりを進めていくことが必要である。このことがボランティア活動を促進する母体になると考える。

第三に，高齢者福祉アセスメントの充実強化をすべきである。

高齢者にとって住みやすく社会参加しやすい地域環境の整備の指針として，本県においては，全国に先がけ，昭和56年に高齢者福祉アセスメントが策定され，一定の成果がみられているところである。

このアセスメントは，主として公的施設を対象としたものであるため，今後は，一般家庭，日常生活等身近なところへの拡大や，さらには，ソフト面に

ついても充実を図るなど総合的なものとなるようにする必要がある。

第2節 生涯教育の確立と 敬老精神の高揚

高齢者が長い老後を有意義に過ごすためには，各人が老後に備えて若年期から生活設計を樹立し，それに基づいて自助努力を行うこと，若い時代から地域でのボランティア活動に積極的に参加し，地域に溶け込む努力をすること，さらには，高齢者自身が尊敬され，愛されるよう努力するとともに，他の世代の人々も高齢者の活動を積極的に受けとめ，豊かな生活体験を学びとっていき謙虚な気持ちをもつことが大切であり，その啓発が極めて重要である。

また，青少年等が高齢者を敬愛するという精神を醸成するような教育がされなければならない。

第一に，学校教育，社会教育を通じた，一貫した生涯教育が必要である。

まず，学校教育については，初等教育から高等教育にいたるそれぞれの過程で，高齢化社会において県民ひとりひとりが果さなければならない役割等についての教育・啓発が行われるよう配慮するとともに，高等教育機関においては，高齢者問題についての研究が行われるような体制づくりが望ましい。

次に，社会教育についても，各世代が高齢者問題について学習できるような内容の充実を図るとともに，一般教養など世代を越えて受講が可能な科目については，各世代と一緒に受講し，世代間の交流と他世代の認識が深まるような配慮をする必要がある。

第二に，敬老精神の醸成を行う必要がある。

高齢者を人生の先輩として敬い，大切に作る気運を醸成するため，学校教育並びに社会教育を通じた平素からの教育を行うとともに，マスメディアの効果的な活用による広報活動やシンポジウムの開催を積極的に進めるべきであろう。

第3節 在宅福祉の充実と老人 福祉施設のシステム化

高齢者人口の急増とあわせ，高齢者の年齢そのものが高くなることに伴って，ねたきりや痴呆性老人等，介護を要する高齢者が増大し，しかも介護期間

の長期化が予測される。

また、多世代同居が促進されるにしても、ひとりぐらしや高齢者世帯の増加は避けがたい。

このような中で、高齢者の多くは住みなれた地域で、家族、友人、知人に囲まれて暮らすことを望んでおり、今後、その環境づくりが特に重要である。

従来ともすれば施設収容に偏りがちであった傾向を改めながら、家庭や地域社会において支えあい、助けあうことを基本に、総合的な在宅福祉対策を充実強化しなければならない。

これに関連して、老人福祉施設をはじめ各種福祉施設は、地域における資産として位置づけ、それぞれの施設がもつ設備や機能を積極的に地域に開放し、在宅の高齢者の利用に供するようしなければならない。

1 ねたきり老人等在宅福祉対策の確立

在宅のねたきり老人等については、家庭奉仕員派遣事業、日常生活用具給付事業、ねたきり老人短期保護事業、デイサービス事業等が行われているが、今後、高齢化が進むにつれて、これらの充実強化が重要である。

第一に、ねたきり老人等の家庭での介護については、施設入所者に比べ、家族介護者を含めた家庭の負担があまりにも過重なものとなっており、均衡を失っているのが実態である。

そこで、現在実施している短期保護事業、デイサービス事業は家庭における介護者の負担軽減の重要な施策であるので、既設の老人福祉施設の活用を含めて積極的な拡充強化を図るべきである。

第二に、家庭奉仕員の増員を図ることも必要ではあるが、基本的には、地域社会における心のかよったボランティア活動がなければならない。

従って、ボランティア介護者の育成、有料介護サービス提供者の登録派遣事業、若い時代からの介護点数互助制度といったものの検討、さらには、老人保健法の施行に伴う保健事業の実施にあたり、保健婦、理学療法士、作業療法士等マンパワーの配置が求められているが、前述の家庭奉仕員を含め、これらマンパワーの有効な配置利用ができる方途についても、早急に具体策を検討実施する必要がある。

第三に、ねたきり老人等を介護する家庭に対する課税や遺産の相続制度の優遇措置などについて、国

に強力な要請を行い、その改善がなされるよう積極的な取り組みが必要である。

第四に、在宅のねたきり老人に対しては、医師、保健婦、看護婦等が継続的に訪問し、療養、看護、機能回復訓練等を行うなど在宅サービスの充実を図らなければならない。

第五に、長年にわたり在宅高齢者の介護を行っている家庭に対する顕彰について検討することが望ましい。

2 新たな時代にふさわしい福祉施設整備のあり方

県下の老人福祉施設は、現在、養護老人ホーム（25施設、定員1,610人）、特別養護老人ホーム（34施設、定員2,558人）、軽費老人ホーム（4施設、定員220人）、老人福祉センター（23施設）、老人憩の家（85施設）と、かなりの水準まで整備されてきているが、今後は、在宅の高齢者が利用しやすい整備・機能を備えた施設が整備されなければならないし、また、既設の施設についても、在宅高齢者が利用できるように改善する必要がある。

従って、今後は施設整備、運営にあたっては、次のような方向で見直すことが望ましい。

第一に、老人専門病院と特別養護老人ホームとの機能をともに果せるような、新しいタイプの施設を検討することが望ましい。

第二に、健康で、相当の所得、資産がありながら、孤独で精神的満足が得られず、人々とのふれあいを求める高齢者に対しては、身近な場所で、対話や人々とのふれあいが求められるマンション的あるいはペンション的な施設を検討してみる必要がある。

これらの施設においては、年金、預金利子等による経費負担のほか土地、家屋などの資産を担保として医療、看護、食事、その他生活に必要なサービスを提供するような方法も検討してみる必要がある。

第三に、老人福祉施設は、従来は、ともすれば辺地に設置される傾向にあったが、地域の在宅高齢者が利用しやすく、また、入所者と地域住民とのふれあいが図られ、地域ボランティアの支援を受けやすいように地域住民にとって身近な場所、たとえば住宅団地等に設置するよう配置し、併せてデイケア機能等も併置すべきである。

なお、今後、デイケアは趣味、創作、健康づくり

など生きがい対策も併せて実施することが望ましいので、養護老人ホームや軽費老人ホームにおいて、入所者と地域高齢者が交流を深めながら、ともに生

きがいの増進が図られるような、新しいかたちのデイケアの実施の検討も必要となろう。

第3章 総合的な 推進体制の整備

高齢化社会への対応は、個人、家庭、地域社会、企業、各種団体等がそれぞれの役割を果たしながら一体となって取り組まなければならないが、行政としても総合的、効果的な執行体制の整備を図る必要がある。

第一に、本県においては、高齢者対策の推進組織として、民生労働部をはじめとする知事部局及び教育、警察等の各部局にわたって「高齢者福祉対策マトリックス組織」が編成されているが、今後、さらに、適切な対策を円滑に進めるため、県民各層の参加による「高齢化対策推進会議」（仮称）のような恒久的な組織づくりとともに、地域ごとの推進会議もあわせて検討する必要がある。また、啓発対策として、高齢化問題シンポジウムの開催やマスメディアの効果的な活用に総合的に取り組んでいかなければならない。

第二に、高齢者問題についての情報提供が円滑に行われているとは言い難いので、高齢者に係る種々

の情報が総合的かつ体系的に提供されるようなシステムについて早急に整備する必要がある。

第三に、地域の時代にふさわしい福祉のあり方が今後求められるので、行政関係職員はもとより、福祉・施設関係職員などの資質向上が望まれ、これら職員の研修体制の確立が必要である。

おわりに

当研究会は、先の第一次中間報告に引き続き、今回の第二次中間報告を行ったが、明るく活力ある高齢化社会を創造していくためには、あらゆる面において、県民総ぐるみで考え対処していかなければならない。

このため、広く県民の理解と協力を得ながら、今後、県においては、国に要望すべき事項については要望し、また、市町村、関係団体等との緊密な連携を図りながら、これら提言の実現に努力されるよう要望する。